

# UBSオーストラリア債券オープン(毎月分配型)

追加型投信/海外/債券



## 第186期決算のお知らせ

当ファンドは、2019年4月17日に第186期決算を迎えました。

当期は、市況動向や基準価額の水準を考慮し、分配金を下記の通り引き下げることに決定しましたので、お知らせいたします。

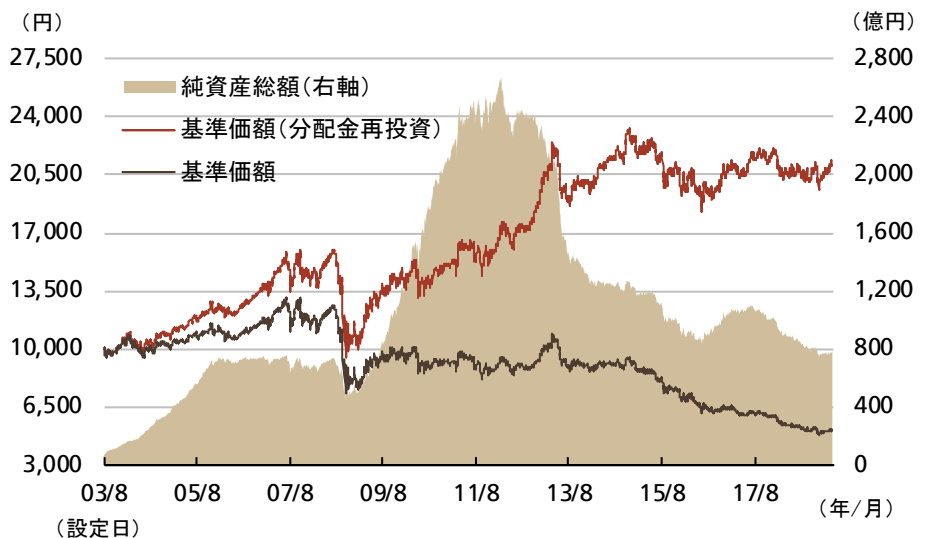
詳細につきましては、次ページ以降の「分配金引き下げに関するQ&A」をご参照いただけますようお願いいたします。

### ■ 第186期: 2019年3月19日 ~ 2019年4月17日

前期分配金 (1万口当たり、税引前)	今期分配金 (1万口当たり、税引前)	設定来分配金 累計	当期期末基準価額 (分配金落ち後)
35円	→ 20円	12,170円	5,126円

上記の分配金は過去の実績であり、将来の分配金を示唆、保証するものではありません。分配金額は収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。ただし、運用状況等によっては、委託会社の判断で分配金の金額が変わる場合、又は分配金が支払われない場合があります。詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

### ■ 基準価額と純資産総額の推移 (設定日~2019年4月17日)



### ■ 分配実績(1万口当たり、税引前)

設定来累計 **12,170円**

第1期- 第5期		第6期- 第41期		第42期- 第57期		第58期- 第163期	
2003年 11月	2004年 3月	2004年 4月	2007年 3月	2007年 4月	2008年 7月	2008年 8月	2017年 5月
40円		45円		50円		80円	
第164期-第177期		第178期-第185期		第186期-			
2017年 6月	2018年 7月	2018年 8月	2019年 3月	2019年 4月			
55円		35円		20円			



※基準価額(分配金再投資)は、運用管理費用(信託報酬)控除後、ファンドの分配金(1万口当たり、税引前)でファンドを購入(再投資)したと仮定した場合の価額です。

※上記は過去の実績であり、将来の運用成果を示唆、保証するものではありません。

# 「分配金引き下げ」に関するQ&A

Q1: 分配金を引き下げた理由を教えてください。

A1:

現在の基準価額水準、配当等収益や分配対象額の状況、市況動向などを総合的に勘案した結果、安定した分配金のお支払いの継続と信託財産の成長を目指すために、毎月の分配金額を従来よりも抑えることといたしました。

なお、分配金が引下げられても、その引下げ相当分はファンドに留保されるため、ファンドの運用収益に直接影響はございません。

当ファンドの基準価額(分配金再投資)は、設定来概ね良好に推移してきましたが、分配金支払い後の基準価額については、下落傾向となっています(下図)。

分配金は、ファンドの信託財産から支払われるため、その金額分だけ基準価額は下がります。また、毎月安定した分配金を確保するために、期中の投資資産からの配当等収益に加えて、過去の収益などを積み立ててきた分配対象額の一部を取り崩して分配に充てることがあります。

豪州では政策金利が過去に比べると低い水準で維持されており豪州国債の金利収入が減少していること、豪ドルが対円で下落したこと、継続的に分配金をお支払いしてきたことから、当ファンドの分配対象額は減少しています。(5ページQ6ご参照)。

そのため、今回分配金を引き下げ、安定した分配金のお支払いの継続と、分配に充てなかった利益の運用を通じて、信託財産の成長と安定的な収益とのバランスの取れた運用を行っていくことが投資家の皆様の中長期的な利益につながると判断しました。

■ 設定来の基準価額と分配金の推移(2003年8月15日～2019年4月17日)



※基準価額(分配金再投資)は、運用管理費用(信託報酬)控除後、ファンドの分配金(1万口当たり、税引前)でファンドを購入(再投資)したと仮定した場合の価額です。  
 ※上記は過去の実績であり、将来の運用成果を示唆、保証するものではありません。

Q2: 設定来のファンドの運用実績について教えてください。

A2:

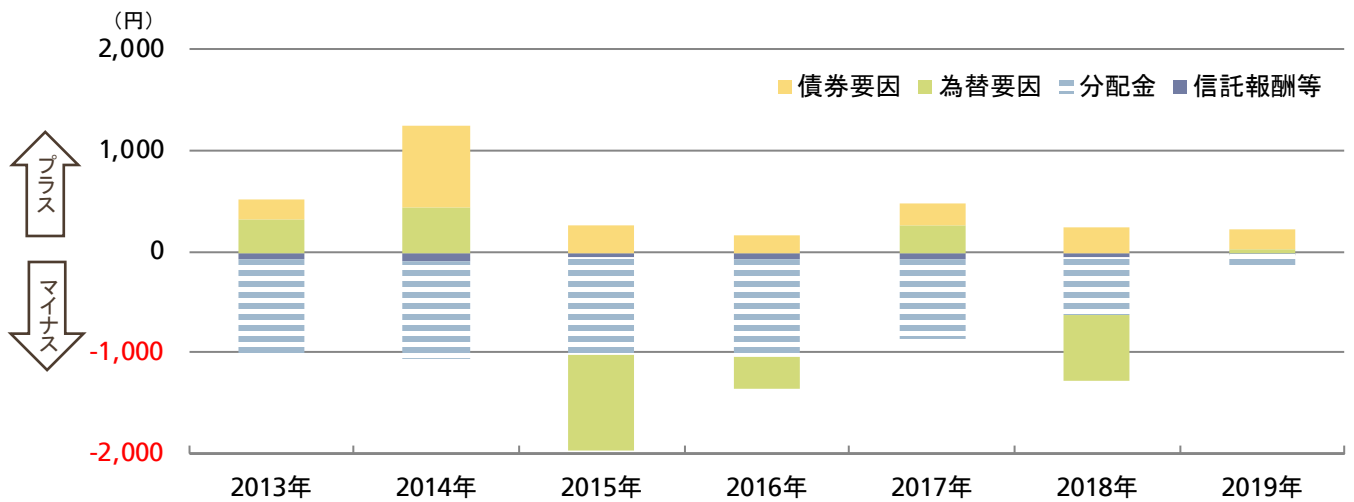
2019年4月17日時点、設定来のトータルリターンは+113.06%となっています。

過去の基準価額の変動要因を年ごとに分解すると債券要因(債券価格、利息収入)は全ての年でプラスとなりました。一方で為替要因は、年によって変動はあるものの、2018年は豪ドルの下落を受けてマイナスとなりました。

過去約5年(2013年~2019年3月末)の基準価額の変動要因を分解すると、以下のような特徴が挙げられます。

要因	結果	背景
債券要因	全ての年でプラス	(+) 利息収入 (+) 政策金利引き下げを受けた金利の低下(価格の上昇) (+) 世界的に低金利環境の中、相対的に高い金利収入と高格付けが評価され資金が流入したこと
為替要因	年によってプラス/マイナス混合	(+/-) 金利動向、景気、資源価格、市場心理などの影響 (-) 2018年は米中貿易摩擦による中国景気鈍化懸念による豪ドル安
分配金	マイナス	(-) 継続的な分配金のお支払い

■ 当ファンドの基準価額の要因分析(2013年~2019年\*)



(1万口当たり、単位:円)

	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年*
債券要因	191	806	269	165	218	244	203
為替要因	336	453	-940	-318	271	-648	29
信託報酬等	-60	-95	-57	-71	-63	-54	-14
上記合計(①)	467	1,164	-728	-224	426	-458	218
分配金(②)	-960	-960	-960	-960	-785	-560	-105
分配金支払い後の基準価額変動要因合計(①+②)	-493	204	-1,688	-1,184	-359	-1,018	113

要因分析はあくまで試算です。

\*2019年は3月29日までの分析

信託報酬等には基準価額の要因分析の際に生じる残差が含まれます。



上記のデータは過去のものであり、将来の動向を示唆、保証するものではありません。

Q3: 分配を引き下げたのは運用成績の影響ですか？

A3:

分配金を引き下げたのは運用成績の影響とは必ずしもいえません。運用成績は基準価額の値動きと、受け取った分配金の両方を合わせたトータル・リターンで判断する必要があります。ファンドの運用成績は分配金の多い、少ないだけで判断は出来ないとはいえます。

分配金は投資信託の純資産から分配対象額の範囲内で支払われます。分配金額の多い、少ないというのは、運用で得た収益などをどのように配分するか、つまり、分配金としてお支払いするか、ファンドに内部留保し運用を続けるか、の違いであり、必ずしも運用成績を反映するものではありません。ファンドの運用成績は、基準価額の値動きと受け取った分配金を合わせた総合的な収益率(トータル・リターン)で判断する必要があります。当ファンドの設定来のトータルリターンは、+113.06%(2019年4月17日現在)となっています。

当ファンドの トータル・リターン (2019年4月17日)	過去1年	過去3年	過去5年	設定来
収益率	2.62%	4.24%	1.06%	113.06%

※ファンドのトータル・リターンは基準価額(分配金再投資)で計算しています。※基準価額(分配金再投資)は、運用管理費用(信託報酬)控除後、ファンドの分配金(1万口当たり、税引前)でファンドを購入(再投資)したと仮定した場合の価額です。※基準価額の収益率と実際の投資家利回りは異なります。※上記は過去の実績であり、将来の運用成果を示唆、保証するものではありません。

Q4: 分配金を引き下げた分はどうなりますか？

A4:

引き下げた分の相当額はファンドの純資産として留保され、分配落ち後の基準価額に反映されます。

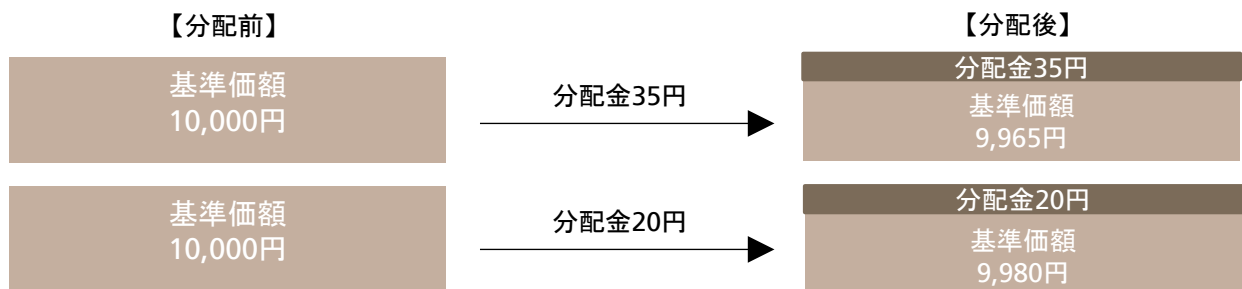
投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額分基準価額は下がります。

今回、分配金を35円から20円に引き下げましたが、引き下げた15円相当分は、ファンドの純資産に留保され、分配落ち後の基準価額に反映されるため、分配金が35円の場合に比べて基準価額が15円高くなります。分配金と分配落ち後の基準価額の合計は、分配金の額にかかわらず分配落ち前の基準価額と同じであり、分配金の引き下げが受益者にとって不利益になるものではありません。

■ 投資信託で分配金が支払われるイメージ



■ 基準価額と分配金の関係のイメージ



※ 分配金は、1万口当たり、課税前の金額で表示しています。課税による影響は考慮しておりません。  
 ※ 上記は、イメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。分配金は、決算日に基準価額水準、市況動向などを考慮して委託会社が決定します。その水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。分配対象額が少額の場合は、分配を行わないことがあります。

**Q5: 今後、分配金が変更になることはありますか？**

**A5:**

今後、市場環境の変化等により、見直しが必要であると判断された場合には変更されることがあります。

分配金額は収益分配方針に基づき、基準価額の水準や市場動向、また分配対象額の水準などを総合的に勘案して決定します。

今後、市場環境の変化等により見直しが必要であると判断される場合には、変更になることがあります。

**Q6: 分配対象額について教えてください。**

**A6:**

第182期末の分配対象額(1万口当たり、分配落ち後)は224円となっています。

運用報告書記載の直近5期の分配金概況(1万口当たり、税引前)は以下の表の通りです。

項目	第178期 2018年8月17日	第179期 2018年9月18日	第180期 2018年10月17日	第181期 2018年11月19日	第182期 2018年12月17日
<b>当期分配金</b>	35円	35円	35円	35円	35円
<b>当期の収益</b>	11円	11円	9円	15円	9円
<b>当期の収益以外</b>	23円	23円	25円	19円	25円
<b>翌期繰越分配対象額</b>	317円	294円	268円	249円	224円

「当期の収益」は「①経費控除後の配当等収益」および「②経費控除後の有価証券売買等損益」から分配に充当した金額です。

「当期の収益以外」は、「③収益調整金」および「④分配準備積立金」から分配に充当した金額です。

**①経費控除後の配当等収益**

債券等から獲得した利子ならびに株式の配当金等の収益から経費を控除した額。  
原則として定期的にファンドに計上されるため、分配金の収益源として最も確実なもの。

**② 経費控除後の有価証券売買等損益**

株式、債券、為替等の値上がり益から経費を控除した額。  
市況動向によって大きく変動するため、分配金の収益源としては不安定なもの(マイナスになることがあります)。

**③収益調整金**

投資信託で追加設定が行われることによって、既存の投資者の分配可能原資が薄まらないようにするために設けられたもの。  
当該期間中に発生するものもあり、その分も当期の分配可能原資となります。

**④分配準備積立金**

前回の決算日までに獲得した上記の①および②のうち、分配金として支払わなかった額を積み足したもの。

Q7: 今後の市場見通しを教えてください。

A7:

豪州経済については、足元の景気指標が鈍化しているものの、雇用は引き続き堅調さを維持しています。豪州準備銀行(RBA)は、雇用、消費、インフレ率などを慎重に見極めながら金融政策を決定する見通しです。

豪ドルについては、追加利下げ観測の高まりから上値の重い展開が続いていますが、利下げは既に織り込み済みとの見方もあります。中長期的には、豪ドル安や資源価格上昇などが経済を下支えし、豪ドルのサポート材料となるとみられます。

【RBAは金融政策の判断を慎重に行う見通し】

RBAは4月の会合において、政策金利を過去最低水準である1.50%で据え置きました。据え置きは、2016年9月以降約2年半続いています。

RBAが注目している雇用状況については、失業率が5%を下回り2012年来の水準に低下しているほか、賃金の伸びは緩やかながらも回復傾向にあり、堅調さを維持しています。一方、インフレ率は低い水準にとどまっており、住宅市場は、規制強化や消費鈍化などを背景に減速傾向にあります。

こうした状況から、RBAはGDP成長率と物価の見通しを前回発表時より下方修正しました。

RBAは引き続き、雇用、消費、インフレの動向を注視しながら、金融政策の判断を慎重に行うとみられます。

【短期的には上値の重い展開が続くも、利下げは織り込み済みとの見方も】

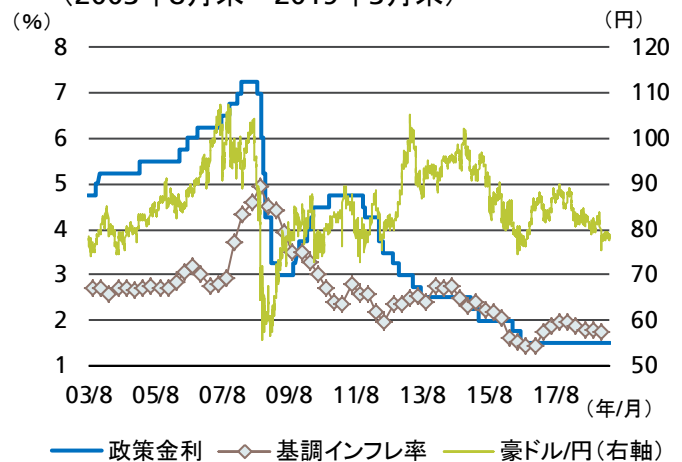
豪州の成長鈍化などを背景に、市場は追加利下げを織り込み、豪ドルは上値が重い展開となっています。足元では、対円で80円を挟んで推移しており、2013年以降のレンジの下限付近で推移しています。

一方、金利先物市場では、年内の利下げ確率が7-8割程度となっていることから、利下げは既に織り込み済みとの見方もあります。

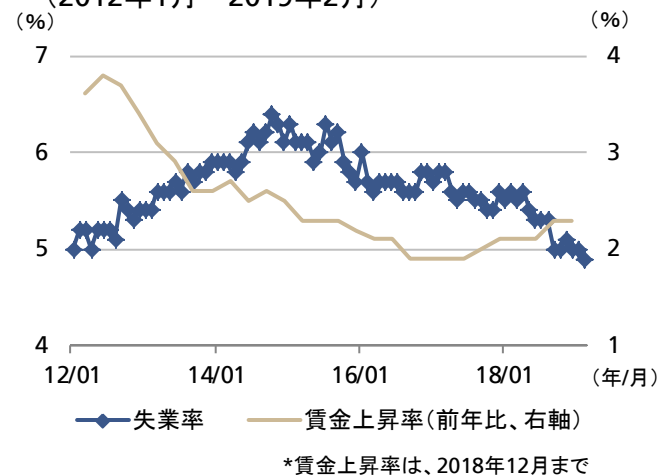
中期的には、2018年以降の豪ドル安や金利の低下、豪州株高は、将来的な成長率とインフレ率の押し上げ材料となるとみられます。また、昨年豪ドルの大きな下落要因となった米中貿易摩擦は、通商合意に近づいているとの見方もあります。懸念されていた中国経済の減速についても、景気刺激策の効果で今年後半からの回復が期待されており、豪ドルのサポート材料です。

さらに、先進国中銀が揃って緩和基調に転じる中、投資家の利回り追求の動きや米中通商協議の進展を受けた投資家心理の改善などが豪ドル円のサポート材料になると見えています。

■豪州政策金利とインフレ率、豪ドルの推移 (2003年8月末～2019年3月末)



■失業率と賃金上昇率\*の推移 (2012年1月～2019年2月)



■RBAの景気・物価見通し (2019年2月現在、%、前年比)

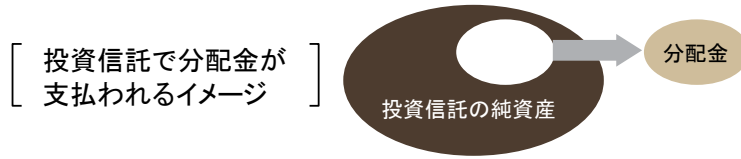
	2018年		2019年		2020年	
	12月	6月	12月	6月	12月	6月
GDP成長率	2.75 (3.50)	2.50 (3.25)	3.00 (3.25)	2.75 (3.25)	2.75 (3.00)	2.75 (3.00)
インフレ率	1.80 (2.00)	1.25 (2.00)	1.75 (2.25)	2.00 (2.25)	2.25 (2.25)	2.25 (2.25)

( )内は前回見通し



**収益分配金に関する留意事項**

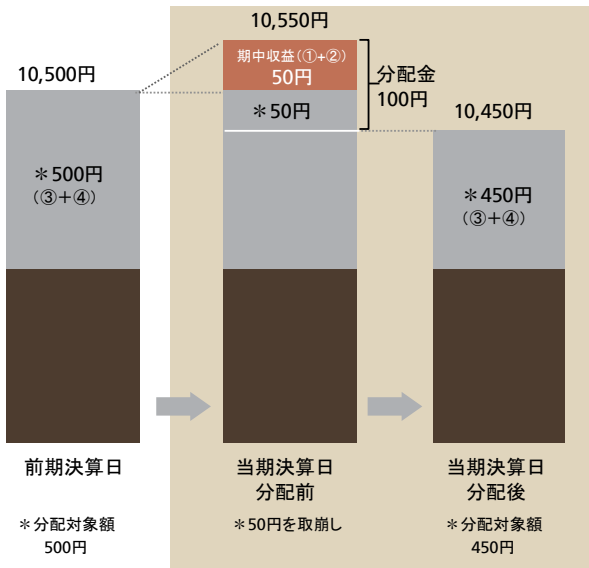
◎分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



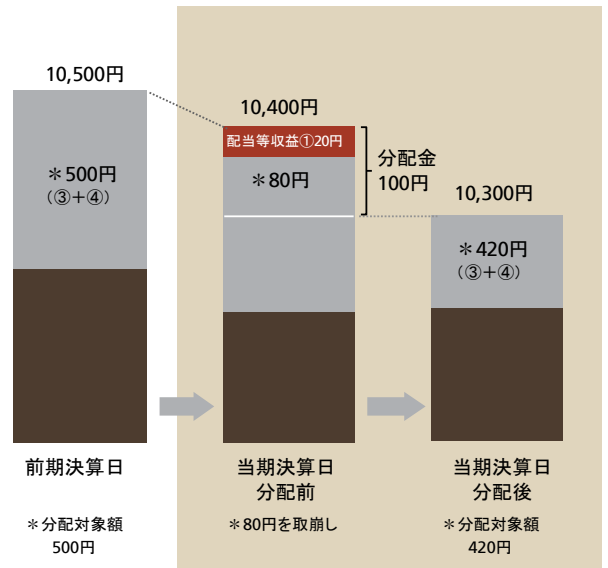
◎分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

**[ 計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合 ]**

【前期決算日から基準価額が上昇した場合】



【前期決算日から基準価額が下落した場合】

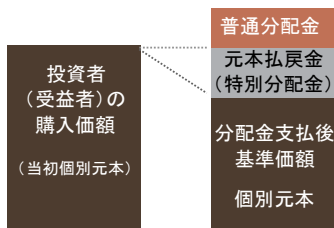


(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意下さい。

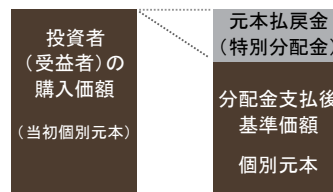
◎投資者(受益者)のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

【分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合】



※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分是非課税扱いとなります。

【分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合】



普通分配金： 個別元本(投資者(受益者)のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。  
元本払戻金： 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者(受益者)の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の(特別分配金) 額だけ減少します。

(注) 普通分配金に対する課税については、投資信託説明書(交付目論見書)をご参照ください。

## 基準価額の変動要因

当ファンドの基準価額は、組入れられる有価証券等の値動きによる影響(外貨建資産には為替変動リスクもあります。)を受けますが、これら運用による損益はすべて投資者の皆様には帰属します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドにかかる主なリスクは次の通りです。ただし、すべてのリスクについて記載されているわけではありません。

### ■主なリスク

#### 公社債の価格変動リスク

公社債の価格は、主に金利の変動(金利変動リスク)および発行体の信用力の変化(信用リスク)の影響を受けて変動します。公社債の価格が下落した場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。公社債の価格の変動幅は、債券の償還までの残存期間、発行体の信用状況などに左右されます。

#### カントリーリスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、運用方針に沿った運用が困難となったりする場合があります。

#### 為替変動リスク

外貨建資産を円貨ベースにした場合、その資産価値は、為替レートの変動により影響を受けることとなります。為替レートは短期間に大幅に変動することがあります。したがって、為替の変動に伴い、当ファンドの基準価額も変動します。

#### 流動性リスク

急激かつ多量の売買により市場が大きな影響を受けた場合、または市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、機動的に有価証券等を売買できないことがあります。このような場合には、当該有価証券等の価格の下落により、当ファンドの基準価額が影響を受けることがあります。

#### その他の留意点

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

#### [分配金に関する留意点]

分配金は計算期間中に発生した信託報酬等控除後の配当等収益および売買益(評価益を含みます。)を超過して支払われる場合がありますので、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。受益者のファンドの購入価額によっては、分配金はその支払いの一部ないし全てが実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。また、ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。なお、分配金の支払いは純資産総額から行われますので、分配金支払いにより純資産総額は減少することになり、基準価額が下落する要因となります。

「リスク管理体制」等については、投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。



## お申込メモ

購入単位	購入単位は、販売会社が取り扱うコースに応じて定めるものとします。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額(基準価額は1万口当たりで表示、当初元本1口=1円)
購入代金	販売会社の定める期日までにお支払いください。
換金単位	販売会社が独自に定めるものとします。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額
換金代金	原則として換金申込受付日から起算して5営業日目から販売会社でお支払いします。
申込締切時間	原則として販売会社の営業日の午後3時までに受付けたものを当日の申込分とします。
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口換金請求には制限を設ける場合があります。
購入・換金不可日	シドニーの銀行もしくはシドニー先物取引所の休業日またはその他シドニーの債券市場の取引停止日に該当する場合には、購入・換金のお申込みの受付は行いません。
信託期間	無期限(2003年8月15日設定)
繰上償還	一部解約により受益権総口数が10億口を下回ることとなったとき、信託契約を解約(償還)することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、ファンドが繰上償還となることがあります。
決算日	毎月17日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	年12回の毎決算時に収益分配方針に基づいて分配を行います。(再投資可能)
課税関係	課税上は株式投資信託として取り扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。 益金不算入制度および配当控除の適用はありません。

## ファンドの費用

当ファンドの購入時や保有期間中には以下の費用がかかります。

### ■ 投資者が直接的に負担する費用

時期	項目	費用
購入時	購入時手数料	購入申込受付日の翌営業日の基準価額に <b>2.16%(税抜2.00%)以内</b> で、販売会社が独自に定める手数料率を乗じて得た額を、販売会社が定める方法により支払うものとします。 ※ 購入時手数料は、商品および関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務手続きの対価です。
換金時	信託財産留保額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額に対し <b>0.30%</b> の率を乗じて得た額

### ■ 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

時期	項目	費用									
保有時	運用管理費用(信託報酬)	日々の信託財産の純資産総額に対して <b>年率1.08%(税抜年率1.00%)</b> を乗じて得た額とします。 (運用管理費用(信託報酬)=運用期間中の基準価額×信託報酬率) 配分は以下の通りです。(税抜、年率表示) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">委託会社</td> <td style="width: 10%;">0.475%</td> <td style="width: 60%;">委託した資金の運用の対価</td> </tr> <tr> <td>販売会社</td> <td>0.475%</td> <td>購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口内でのファンドの管理および事務手続き等の対価</td> </tr> <tr> <td>受託会社</td> <td>0.050%</td> <td>運用財産の管理、運用指図実行等の対価</td> </tr> </table>	委託会社	0.475%	委託した資金の運用の対価	販売会社	0.475%	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口内でのファンドの管理および事務手続き等の対価	受託会社	0.050%	運用財産の管理、運用指図実行等の対価
委託会社	0.475%	委託した資金の運用の対価									
販売会社	0.475%	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口内でのファンドの管理および事務手続き等の対価									
受託会社	0.050%	運用財産の管理、運用指図実行等の対価									
	その他の費用・手数料	<p>※運用管理費用(信託報酬)は、毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。</p> <p>※投資顧問会社(運用指図権限の委託先)への報酬は、委託会社が受取る報酬から支払われます。</p> <p>・監査費用(年108万円を上限(当該上限は契約条件の見直しにより随時変更となる場合があります。))とする額が日々信託財産に計上されます。)として、原則として毎計算期末または信託終了のときファンドから間接的に全受益者にて応分にご負担いただく費用</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">監査費用</td> <td style="width: 70%;">監査法人等に支払うファンド監査に係る費用</td> </tr> </table> <p>・実費として、原則発生都度ファンドから支払われる主な費用</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">売買委託手数料</td> <td style="width: 70%;">有価証券等を取引所で売買する際に売買仲介人に支払う手数料</td> </tr> <tr> <td>保管費用</td> <td>海外保管銀行等に支払う海外資産等の保管・送金・受渡等に係る費用</td> </tr> </table> <p>※信託財産の規模、取引量等により変動しますので、事前に金額および計算方法を表示することができません。</p>	監査費用	監査法人等に支払うファンド監査に係る費用	売買委託手数料	有価証券等を取引所で売買する際に売買仲介人に支払う手数料	保管費用	海外保管銀行等に支払う海外資産等の保管・送金・受渡等に係る費用			
監査費用	監査法人等に支払うファンド監査に係る費用										
売買委託手数料	有価証券等を取引所で売買する際に売買仲介人に支払う手数料										
保管費用	海外保管銀行等に支払う海外資産等の保管・送金・受渡等に係る費用										

投資者の皆様にご負担いただく手数料などの合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なりますので、表示することはできません。詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

## ファンドの特色

- オーストラリアドル建ての国債、州政府債および国際機関債等に分散投資し、安定した収益の確保および信託財産の成長を目指して運用を行います。
- 組入国債等の利子・配当等収益等を中心に、原則として毎月分配を行う方針です。
- 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- 運用は、UBSアセット・マネジメント(オーストラリア)リミテッドに委託します。

分配対象額が少額の場合等には分配を行わないことがあります。  
資金動向、信託財産の規模、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

## ファンドの関係法人

委託会社	UBSアセット・マネジメント株式会社(信託財産の運用の指図等) 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第412号 加入協会:一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、 一般社団法人第二種金融商品取引業協会
投資顧問会社	UBSアセット・マネジメント(オーストラリア)リミテッド(ファンドの運用指図の権限の委託先)
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社(信託財産の管理・保管等)
販売会社	

商号等		加入協会			
		日本証券業協会	一般社団法人 日本投資 顧問業協会	一般社団法人 金融先物 取引業協会	一般社団法人 第二種金融商品 取引業協会
株式会社三菱UFJ銀行	登録金融機関 関東財務局長(登金)第5号	○		○	○
株式会社三菱UFJ銀行(委託金融 商品取引業者 三菱UFJモルガン・スタ ンレー証券株式会社)	登録金融機関 関東財務局長(登金)第5号	○		○	○
株式会社百五銀行	登録金融機関 東海財務局長(登金)第10号	○		○	
百五証券株式会社	金融商品取引業者 東海財務局長(金商)第134号	○			
株式会社SMBC信託銀行	登録金融機関 関東財務局長(登金)第653号	○	○		○
株式会社SBI証券	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第44号	○		○	○
楽天証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第195号	○	○	○	○
三菱UFJモルガン・スタンレー証 券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第2336号	○	○	○	○
高木証券株式会社	金融商品取引業者 近畿財務局長(金商)第20号	○			
松井証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第164号	○		○	

本資料は、運用状況に関する情報提供を目的として、UBSアセット・マネジメント株式会社によって作成された資料です。投資信託は値動きのある有価証券(外貨建資産には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本は保証されているものではありません。また、投資信託は預貯金とは異なり、元本は保証されておらず、投資した資産の減少を含むリスクがあることをご理解の上、購入のお申込をお願いいたします。投資信託は預金等や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。登録金融機関を通じてご購入頂いた場合は、投資者保護基金の保護の対象ではありません。本資料は各種の信頼できると考えられる情報源から作成されておりますが、その正確性・完全性が保証されているものではありません。本資料の中で記載されている内容・数値・図表・意見・予測等は、本資料作成時点のものであり、将来の市場動向、運用成果等を示唆・保証するものではなく、また今後予告なく変更されることがあります。購入のお申込にあたっては、販売会社より投資信託説明書(交付目録見書)等をお渡ししますので、必ず内容をご確認の上、ご自身でご判断くださいますようお願いいたします。